

## 特定退職金共済制度の特長

**1** 社会事業(社会貢献事業や社会福祉事業)に携わられる経営者と従事者で組織された**非営利型の一般社団法人が運営する法令に基づく制度です。**

**2** この制度を採用頂くことにより、安定した退職金制度が容易に構築出来ます。**基本掛金は従事者1人につき1口1,000円から拠出が可能**で最高30口まで任意に設定出来ます。当初は少額でも将来は大きく実を結びます。

**3** 当振興センターが規程で定める社会事業(※注1)を経営される事業主様であれば、**法人格や事業規模、雇用職員数に関係なく特定退職金共済制度をご利用頂けます。**

**4** 事業主様が毎月拠出頂く基本掛金の支払いで、将来従事者の皆様に支払われる**退職金を計画的に準備出来ます。**

**5** 事業主様にご負担頂くこの制度の掛金は、**全額損金又は必要経費に計上出来ます。**従事者様の給与所得にもなりません。(退職金は退職所得扱いとなります。)

**6** 従事者様の**過去勤務期間を1年以上10年まで1年単位で制度加入後の期間と通算することが出来ます。**※過去勤務掛金の払い込みが必要です。

**7** **中小企業退職金共済制度(中退共)や福祉医療機構の共済制度との重複加入も可能、非常勤・嘱託・パート職員の加入も出来ます。**正職員は原則包括加入ですが、福祉医療機構の共済制度の加入者やDC・DB(※注2)の加入者、正職員以外の職員を本制度に加入させないことも可能です。

**8** この退職金制度の掛金として、**外部に積立をすることにより、内部留保資金を圧縮出来ます。**さらに法律で定められた退職金支払いのための保全措置を講じることが出来ます。(賃金の支払の確保等に関する法律第5条)

**9** 拠出頂いた掛金は、信託銀行等の金融機関に債券運用を中心とした信託設定を行い、**善管注意義務の遂行を前提として、安定した収益の確保及び着実な資産運用を行います。**



### 全国社会事業振興センター事務局所在地日研ビルまでの所要時間

- JR新大阪駅正面口より徒歩10分
- 地下鉄御堂筋線西中島南方駅1番出口から徒歩5分
- 阪急京都線南方駅から徒歩6分
- 大阪国際空港(伊丹空港)からリムジンバスでJR新大阪駅まで乗車、約25分
- JR新大阪駅からタクシーをご利用される場合は、東横イン(ホテル)の新大阪中央口本館近くの日研ビルまでと運転手さんに伝えて下さい。



### 特定退職金共済団体

一般社団法人

## 全国社会事業振興センター

所得税法施行令第73条の要件による団体  
(平成23年10月27日付承認)

〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目1-8 日研ビル203号

TEL: 06-6300-7520 FAX: 06-6300-7521

<http://sinkou-center.jp>

e-mail [info@sinkou-center.jp](mailto:info@sinkou-center.jp)

## 特定退職金共済制度

外部拠出型退職金制度へのご加入のおすすめ

事業主と事業所の発展並びに資質の高い人材の確保には、職員の皆様の継続的なモチベーションの保持が可能な、安心して業務に精励出来る環境が整備されていることが大切です。職員の皆様のライフプランの中に占める仕事の重要性を再認識し、真の人材の育成を図るためにも、退職金制度を導入することで職務の志気を高め、職員が生み出す価値が社会貢献事業・社会福祉事業を作る根幹であり、これらの社会事業の価値を決めるものであるという理念の下に本制度は創設されました。

(※注1) 当振興センターが規定する社会事業とは…

- ① 社会からの援助を必要とする人に対し民間の団体等が行う生活改善または保護・教化等の組織的な事業を行う社会福祉法上の社会福祉事業や公益事業
- ② 地方公共団体が条例等で定める社会福祉関係事業
- ③ 特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等が行う、社会貢献を目的とした活動及び事業

(※注2) DC・DBとは…

DC…確定拠出年金法第2条第8項に定める企業型年金加入者

DB…確定給付企業年金法第25条第1項に定める加入者(加入除外要件別途有)

## 制度をご利用頂くための確認事項

特定退職金共済制度をご利用頂くためには、事業主様に当振興センターの正会員(一般社団法人の社員)として、法人に入会頂く必要があります。

- 入会金** 10,000円 (入会時に納入)
- 年会費** 10,000円 (毎年度納入)
- 制度加入申込金** 従事者 1人につき 2,000円 (制度加入時に納入)
- 基本掛金月額** 従事者 1人につき 1口(1,000円)から最高 30口まで設定可能
- 口数の増口** 月次で増額が可能  
※減額は従事者の同意と本振興センターの承諾が必要です。
- 過去勤務掛金** 従事者 1人につき最高 30口まで設定可能  
※ただし、基本掛金の口数を超える設定は出来ません。  
通算期間ごとに定められた過去勤務掛金月額表により計算された過去勤務掛金を払い込んで頂くことになります。

## 加入のご検討に際して必ずご確認頂きたいこと

- 「基本掛金」「過去勤務掛金」は全額事業主様のご負担となります。基本掛金には1口につき20円、過去勤務掛金には1口につき10円の制度運営事務費が含まれております。(事務費については変更措置をとる場合があります。)
- 本制度への加入には従事者の皆様の「加入同意」が必要です。加入承認後、「退職金共済制度加入者(被共済者)証」を事業主様宛お送り致しますので、加入者に本証をお渡し頂くことになります。
- 当振興センターに掛金等として払い込まれた全額(運用益を含む)は、法令により加入事業主様に対してはいかなる理由があっても返還されません。
- 当振興センターから支払いを行う全ての給付金は、従事者に直接支払われます。(法令により事業主様への支払いは出来ません。)
- 法令により掛金の設定は、特定の従事者につき不当に差別的な取り扱いを行うことを禁止しております。勤務年数や基本給、職制、資格、勤務評定等の客観的基準に従って任意に口数設定を行って頂くことになります。
- 共済契約を解除される場合は、本制度の加入者全員に、共済契約を解除することについて同意されたことを証する解約同意書の提出が必要です。
- 法令により法人の役員(使用人兼務役員は除く※注)、個人事業主(本人)、個人事業主と生計を一にする親族、他の特定退職金共済団体の被共済者(加入者)は、本制度に加入出来ません。

※注：役職をもって形式的に使用人兼務役員にならない(制度に加入出来ない)者 理事長・代表理事・副理事長・会長・副会長・総裁・副総裁・頭取・副頭取・組合長・副組合長・社長・副社長・代表取締役・委員会設置会社の取締役・代表執行役・専務理事・常務理事・代表権を有する理事・清算人・その他これらの職制上の地位を有する役員・会計参与・監査役・監事・業務執行社員・同族会社の「みなし役員」の規定による所有割合による判定要件を満たしているもの・人格のない社団(任意団体)の代表者又は管理人

## 税務と経理処理について

事業主様が負担した掛金は、全額損金又は必要経費に「特定退職金共済掛金」として計上して下さい。加入者が受け取る「退職給付金」は、退職所得として「退職所得控除」が受けられます。遺族が受け取る「遺族給付金」は、相続財産となります。「解約手当金」は一時所得となります。

「勤労者退職金共済機構」(中退共)に加入後、従業員数の増加等により、中小企業でなくなった場合、特定退職金共済制度に退職金相当額を引き継ぐことが出来ます。詳しくは、受入実績のある当振興センターまでお問い合わせ下さい。

## 過去勤務期間の通算の取り扱い

「特定退職金共済制度」を導入いただく場合に、従事者の中には、既に長期間勤務をされておられる場合や途中で入職された方が在籍され、将来の退職予定年限までの期間があまりない等のケースがあります。この場合、本制度の「基本掛金」の拠出だけでは、退職給付金を積み立てきれないことがあります。これらの不足額を補う方法として、当振興センターの特退共済制度は、法令に基づき、当初の共済契約締結時(制度導入時)1回に限り、同じ事業主のもとで、1年以上勤務されている従事者の皆様の採用日から、特退共済制度加入日の前日までの期間を「過去勤務通算期間」とし、10年間を限度として、制度加入日以後の期間と通算することが可能ですので、制度導入時に是非ご検討下さい。

## 過去勤務期間の通算を採用するメリットとは

- ①被共済者の過去勤務期間を通算することにより、より充実した退職金の支払い準備が可能となります。
- ②通算期間に対する過去勤務掛金は、法人の場合は全額が損金、個人事業主は全額が必要経費に算入できます。
- ③独立行政法人福祉医療機構が行う退職手当共済制度の根拠である社会福祉施設職員等退職手当共済法における平成18年4月1日以降の特定介護保険施設等で、制度への加入止めの対象となっている従事者について、当初の職員採用日まで遡って特退共済制度へ加入頂くことが可能です。(このケースの場合、平成28年4月1日までに本制度へ加入頂きますと、平成18年4月1日まで遡及が可能です。)

## お取り扱いの内容

### 過去勤務等通算期間の設定

事業主様のもとで、1年以上勤務している従事者について、採用日から制度導入日の前日までの期間を「過去勤務等通算期間」として被共済者ごとに設定して下さい。過去勤務等通算期間は10年間を限度とし、年未満の端数月は切り捨てます。

### 過去勤務等通算月額(口数の設定)

過去勤務等通算月額(口数)は、基本掛金と同じ口数、もしくはそれ以下の口数で設定して下さい。30口を上回る設定は出来ません。なお、制度運営事務費として、過去勤務通算月額1口の1%相当額を控除した金額について、基本掛金と同様の方法により退職金基準額に加算します。

### 過去勤務等通算期間の申し込み

過去勤務等通算期間の申し込みは、共済契約締結時(特退共済制度導入時)に申し込み下さい。以後はお取り扱い出来ません。また、過去勤務等通算期間の対象となる被共済者全員について、申し込み頂くことが必要です。一度届け出を頂きました過去勤務通算月額(口数)は、途中で口数を変更することや、廃止することは出来ませんので、十分にご注意下さい。

## 過去勤務掛金

過去勤務掛金は、通算期間、通算口数及び払込期間により、被共済者ごとに計算されます。払込期間は過去勤務等通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が6年以上10年以下の場合の払込期間は5年となります。過去勤務掛金の口数は、基本掛金と同じ口数、もしくはそれ以下の口数で設定して下さい。

○**過去勤務掛金月額表** (過去勤務通算月額(1口)1,000円について)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
過去勤務掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
過去勤務掛金払込月額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円

## 退職給付金(遺族給付金を含む)の計算方法

○加入期間が6ヵ月未満で退職又は死亡のときは、給付の対象とはなりません。加入期間は、加入の申し込みが効力を生じた日の属する月(加入月)から退職又は死亡した日の属する月の前月までとなります。なお、退職給付金の額は次の内容の合計額となります。

- ①**基本掛金の額(掛金滞納期間中の掛金を除く)から制度運営事務費(一口あたり20円)を控除した額の累計額**  
+
- ②**加入期間における各月について、各月の前月末日における退職金基準額に、基準利率を乗じて得た額を12で除して得た額の累計額**

基準利率計算方法：

{加入期間における各月の前年12月以前1年間に発行された国債(日本政府発行の期間10年ものとする)の応募者利回りの平均値(少数点第2位以下の端数が生じた場合は、これを四捨五入する)+0.3%}×0.8または、{加入期間における各月の前年12月以前5年間に発行された国債(日本政府発行の期間10年ものとする)の応募者利回りの平均値(少数点第2位以下の端数が生じた場合は、これを四捨五入する)+0.3%}×0.8のいずれか低い利回りが基準利率となります。  
(この計算により基準利率が2.4%を上回る場合にあっては2.4%、0.8%を下回る場合にあっては0.8%となります。)

### 〈退職給付金の計算方法をご理解いただくための仮定の計算例〉

- ・毎月の基本掛金…3,000円(3口)の場合と5,000円(5口)の場合  
{10年国債応募者利回り前年1年平均(平成30年仮定実績0.9%)+0.3%}×0.8…0.96%(ア)  
{10年国債応募者利回り前年過去5年平均(平成26年~平成30年仮定実績1.2%)+0.3%}×0.8…1.2%(イ)
- ・平成31年に付利される仮定基準利率…年0.96%(上記ア)給付金の積立金には、前月の退職金基準額に毎月、下記計算式による利回りの利息相当額の12分の1が加算され、退職(死亡)時の積立金額が退職(遺族)給付金となります。(一時金)

$$\text{○退職金計算方法} \quad 2\text{ヵ月目より}(A)+(前月の(C))\times(B)\div 12\text{の累計額}=\text{退職金基準額}(C)$$

○毎月3,000円(内60円を事務費として控除)の拠出で加入期間12ヵ月で退職の場合

	拠出累計(A)	基準利率(B)	前月(C)×(B)/12	利息相当累計額	退職金基準額(C)
1ヵ月	2,940	0	0	0	2,940.000
2ヵ月	5,880	0.0096	2.352	2.352	5,882.352
3ヵ月	8,820	0.0096	4.706	7.058	8,827.058
4ヵ月	11,760	0.0096	7.062	14.120	11,774.120
5ヵ月	14,700	0.0096	9.419	23.539	14,723.539
6ヵ月	17,640	0.0096	11.779	35.318	17,675.318
7ヵ月	20,580	0.0096	14.140	49.458	20,629.458
8ヵ月	23,520	0.0096	16.504	65.961	23,585.961
9ヵ月	26,460	0.0096	18.869	84.830	26,544.830
10ヵ月	29,400	0.0096	21.236	106.066	29,506.066
11ヵ月	32,340	0.0096	23.605	129.671	32,469.671
12ヵ月	35,280	0.0096	25.976	155.647	35,435.647

※加入期間が6ヵ月未満で退職又は死亡のときは、給付の対象とはなりません。  
退職給付金額 (小数点以下四捨五入) 35,436円

○毎月5,000円(内100円を事務費として控除)の拠出で加入期間12ヵ月で退職の場合

	拠出累計(A)	基準利率(B)	前月(C)×(B)/12	利息相当累計額	退職金基準額(C)
1ヵ月	4,900	0	0	0	4,900.000
2ヵ月	9,800	0.0096	3.920	3.920	9,803.920
3ヵ月	14,700	0.0096	7.843	11.763	14,711.763
4ヵ月	19,600	0.0096	11.769	23.533	19,623.533
5ヵ月	24,500	0.0096	15.699	39.231	24,539.231
6ヵ月	29,400	0.0096	19.631	58.863	29,458.863
7ヵ月	34,300	0.0096	23.567	82.430	34,382.430
8ヵ月	39,200	0.0096	27.506	109.936	39,309.936
9ヵ月	44,100	0.0096	31.448	141.384	44,241.384
10ヵ月	49,000	0.0096	35.393	176.777	49,176.777
11ヵ月	53,900	0.0096	39.341	216.118	54,116.118
12ヵ月	58,800	0.0096	43.293	259.411	59,059.411

※加入期間が6ヵ月未満で退職又は死亡のときは、給付の対象とはなりません。  
退職給付金額 (小数点以下四捨五入) 59,059円

毎年1月にその年における各月の退職金基準額を算定するための基準利率が決定されるため、その基準利率を使用して、基本掛金額毎に仮定の退職給付金額を算出した早見表を当振興センターのホームページで公開しておりますので是非ご覧下さい。次のURLにPC等でアクセスして頂くか、スマートホン又は携帯電話、タブレット等を使用して、右のQRコードを読み取って、URLにアクセスしてご覧下さい。(QRコードの読み取りには専用のアプリが必要です)  
URL <http://www.sinkou-center.jp>

